（厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長）同　川口　俊徳
（厚生労働省保険局調査課長）同　鈴木　健二
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長）厚生労働技官　荒木　裕人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣感染症危機管理統括庁の併任を解除する（以上七月八日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　平井　康夫
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（七月九日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　清水　雄策
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（東京高等検察庁検事）検事　小林　隼人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（東京高等検察庁検事）検事　南部晋太郎
（資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課長）経済産業事務官　刀禰　正樹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上七月十日）
（総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当））総務事務官　須藤　明裕
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（七月十三日）
（外務省大臣官房参事官（アジア大洋州局、アジア大洋局南部アジア部））外務事務官　柏原　裕
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））に昇任させる
国家サイバー統括室に併任する
（総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当））総務事務官　橋本憲次郎
（外務省北米局長）外務事務官　熊谷　直樹
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　室田　幸靖
外務省に出向させる
国家サイバー統括室の併任を解除する
（外務省北米局長）外務事務官　有馬　裕
（文部科学省国立教育政策研究所長）文部科学事務官　池田　貴城
（スポーツ庁次長）同　寺門　成真
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上七月十四日）

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　大野　由希
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局参事官に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　形岡　拓文
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上七月八日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山崎　彩
郵政民営化委員会事務局参事官に併任する（七月八日）

船舶活用医療推進本部事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　榊原　毅
船舶活用医療推進本部事務局次長に併任する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　森　真弘
船舶活用医療推進本部事務局次長の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　西嶋　康浩
船舶活用医療推進本部事務局参事官に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　中田　勝己
船舶活用医療推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上七月八日）

官庁報告

官庁事項

旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年七月一日に、旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年七月十八日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字浜崎二一二二番一九から同町大字岩城字浜崎二一二九番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年七月十九日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所